

【主な質疑項目】

1. 東日本巨大地震に伴う消費者庁および東京電力の対応について
2. 黒砂糖の表示問題について

○山田俊男君

自由民主党の山田俊男であります。東日本巨大地震・津波に対しまして、被災を受けられた皆さんに本当に心からお見舞いを申し上げますとともに、もうその復興に向けまして全力を挙げて頑張ろう、そういう決意であります。

さて、今も蓮舫大臣の方から、消費者庁としての所信、多くの課題が示されました。とりわけ、この地震対策におきましても、今後、災害が起こった後の対策として、ますます蓮舫大臣の、消費者庁の役割が大きいということが分かりました。

特に、東電の原発の問題が引き続き大変な大きな心配、不安をまき散らしているわけですね。その中での役割はもっと大きいというふうに思うんです。どうぞ、どういう取組が今後課題になるのか、大臣としての決意をお聞きしたいと思えます。

○国務大臣（蓮舫君）

山田委員の問題意識、まさしく私どもと共有をさせていただいております。消費者のみならず、国民全体あるいは海外で私ども日本を応援してくださる方、たくさんおられますが、やはり今の原子力発電所の事故等まだ収束していない、刻一刻と収束させるための努力を政府を挙げて東京電力とともに取り組んでおりますが、やはり日々様々な情報が流れております。その中で、間違った情報が届かないように、憶測やあるいは様々なうわさが流れないように、消費者庁としても全力で取り組んで適切な情報を提供していくことが何よりも大事だと考えております。

○山田俊男君

東京電力の原発の放射能の汚染拡散問題は、一義的に消費者庁の課題だというふうには申し上げるわけにはいかないこともあります。特に、一体、起こっております野菜等の汚染、さらにそれについての暫定値の設置、これは農林水産省なり厚生労働省の協議の中で、それがなされた上でこうした出荷停止、摂取制限の指示がなされてきているということでもあります。

しかし、それらのことがともかく消費者に対しまして大きな問題、そ

れから生産者に対しましては風評被害等の問題も含めましてこれはもう本当に大きな不安と混乱を起こしているわけでありまして。とりわけ、昨日来、報道で明らかになりました水道水の汚染の問題は、これはここまでどうとう来ちゃったのかという心配もあるわけでありまして。どう対応するのか、相談業務が結構いっぱい出てくるというふうに思うんですね、どこへ相談したらいいかと。そうすると、消費者の皆さんからとってみると、消費者庁が、じゃ、そういう分野についてどんなように対応してくれるんだろうかということで、国民生活センターであつたりいろんなところへ相談があるんじゃないかと思うんですね。そのときに、いや、私のところじゃありませんよと言っていたんでは、これはもう本当に、仕事にならないと言ったらあれですが、国としての役割を果たさないというふうに思うんですね。多分、どんな形の相談になってきているのか、きちっと対応する体制を整えておられるというふうに存じますが、どうぞ状況を御説明願いたいと思います。

○副大臣（末松義規君）

まさしく計画停電等につきまして、本当にどうなるんだという非常に大きな不安が出てきているところも、またいろんな苦情が出てきております。消費者庁の方では、P I O—N E Tというデータベースを使いまして、様々な今苦情が寄せられていることに対しまして私ども対応しております。

また、同じように経済産業省もP I O—N E Tの端末を持っておりまして、そこでもまたその苦情相談の体制が整えられていると思います。また、同じく東京電力につきましては、カスタマーセンターというものが設けられておりまして、日々その苦情あるいは相談を受けているところでございます。

私どもとしまして、とにかくこの苦情や相談に対して丁寧に対応して、そしてたらい回しとか関係ないと、そういったことがないように、まずは正確な情報、そして迅速でかつ分かりやすい情報を提供していくということがございますし、またそういった苦情が寄せられたときには適切に対応していくということ、迅速に対応していくということ、これを心掛けております。

○山田俊男君

今、末松副大臣からは計画停電のこと、とりわけ東電と関連いたしますとすれば、そのことが当面大変大きな形で取り組んでいただいている

のかというふうに思いますけれど、農産物の販売や飲料水の取得、これらについては、消費者庁はそういう相談には、受け付けるという状況はないんですかね。

○副大臣（末松義規君）

この放射能汚染につきましては、まさしく今、厚労省そして農水省、そして原子力安全委員会等と、関係省庁等と連携しながらモニタリングの調査の結果とか、あるいは政府、自治体の取組、これを本当に迅速に、そして正確に、そして分かりやすく伝えるということが消費者庁の一番の取組になっております。そして、そういったところの苦情等の相談につきましては、そこもまた迅速に今の関係省庁に対してフィードバックしまして、その関係省庁が適切に対応を取れるような形を今取っていると、これが風評の被害についてもしっかりと対応できることにつながると思っております。

○山田俊男君

末松副大臣、関係省庁との連絡の取り方は、どうですか、具体的にこんな形なんだよということを説明できますか。

○副大臣（末松義規君）

これは、実務レベルで大体連日そういった実務会合を持ちながら、そしてさらに、連絡等がしっかりしておりますので、そういったところを活用しながらやっているところでございます。

○山田俊男君

どうも、もちろんこれは関係するそれぞれ専門分野がありますので、専門分野に対しましてちゃんと質疑をして答えを出していきたいというふうに思いますけれど、例えば野菜等の風評被害等の問題が生じたときに、例えば消費者の皆さんがスーパーでその野菜を買いましたと、しかし、どうもこれは見てみたら該当産地のものだった、これは一体どう扱ったらいいんだと、みたいなことも場合によったらあるんだというふうに思うんですよね。そういうのを消費者庁、国民生活センターですかね、そこへ問いかけてくる場面もあるというふうに思うんです。

しかし、大きくはそれは厚生労働省であったり、それからさらには、賠償問題であれば、これはなかなか難しいんですが文部科学省というふうにも言われていますし、それから、具体的な出荷先であったり生産、

流通、販売の扱いであればこれは農林水産省になるという、厄介なんですよね。だけど、もしかしたら消費者の皆さんは一番相談しやすくて頼りにするのは消費者庁ということがあり得るわけですから、そこについてちゃんと連絡できる、ないしは相談にこたえてあげられる体制が必要というふうに思いますので、じゃ大臣にお聞きします。

○国務大臣（蓮舫君）

全くその問題意識は私どもも重く受け止めて、積極的な消費者からの相談には対応させていただいておりますし、先生の御指摘もございまして、これまで以上に丁寧な対応をしていきたいと思っております。

放射能関係の相談は、三月十一日から二十二日の間、私ども消費者庁に寄せられたのは三十三件ございます。そのうち、食品に関するものが四件。昨日、摂取制限並びに出荷停止、新たな措置、措置というか総理からの指示もございましたので、今後恐らく食品に関する相談は増えていくものだとは思っておりますが、現段階で消費者庁においては、例えば食べ物のことでしたら厚生労働省と密な連携を取っております。あるいは農作物、農畜産物に関しては農林水産省と連携を取っております。あるいは学校関係、あるいは給食等のことでもございましたら、委員御指摘のとおり、文部科学省ともこれは連携を事務レベルで取っておりますので、直接相談が来た場合にはしっかりと安心できる情報を提供できる体制を整えております。

○山田俊男君

どうぞ蓮舫大臣にしっかり対応していただきたい、こんなふうに思います。それから、先ほど末松副大臣もちょっとおっしゃいましたが、計画停電の話ですね。これは、蓮舫大臣は節電啓発担当大臣と、それでよかったですかね、そういう役割だというふうに聞いていますが、計画停電が本当にちゃんと実効性あるものとしてなされているのか。それから、どうもいろんな苦情が来ているわけですね。我々はどうも、千代田区、霞が関、この辺に住んでいますから実感としては受けていないわけですが、しかし、計画停電の対象になった場所については大変な不安があったり、それから夜はもうともかく布団に入って寝るだけだと。そして、地震があるわけですから、東京都内におかれてもやはり大変不安だという声が聞こえてきます。

もちろん、それから事業を行っておられる皆さんからすると計画停電が本当に計画的になされているのかどうかということについての御不満

がやっぱりあるわけでありまして。もっとこの計画停電の仕方を工夫するということも蓮舫大臣からも、節電担当大臣であったにしても、計画停電のありようについて東京電力に対してしっかり物を申し上げていくということがあっていいのではないかとこのように思うんですが、その点、どうされておられますか。

### ○国務大臣（蓮舫君）

計画停電に関しましては、まさに朝、夕方の通勤通学ラッシュ、電車を使われる方に大変な御不便をお願いをしてしまっていること、あるいは計画停電対象地域の方々にとってはやはり相当な御協力を御不便をお掛けしながらいただいていること、各家庭において、あるいはオフィスにおいても節電に積極的に御協力いただいていること、これはもう私からも政府としてお礼を申し上げ、引き続き協力をいただきたいと思いますとおります。

今回の震災に端を発しまして、電気の供給力が平年の平均供給力に比べて四分の一近く落ちています。また、日々の気温であるとかによっても相当左右をされるものですから、やはり計画停電の部分である程度の需要を抑えないと大規模な停電という不測の事態も予想されますので、是非これは御理解をまずはいただきたいと思いますとおります。

ただ、他方で、今の五グループに分けて、一グループ当たりが大体五百万キロワットの固まりで御協力をいただいているんですけども、同じグループに入っていないながら、この地域は停電がなかった、あるいはこの地域は停電があった、こういう不平等感もありますので、東京電力とは相当私どもも密に会議を重ねているんですが、そのグループを更に五つに細分化をして、前回停電をした地域は次回は外して次のグループに回していこうとか、あるいはこの地域は数時間ぐらい前には停電が起きる起きないというのをちゃんとアナウンスをしていく仕組みを東京電力内において今講じていただいて、二十六日からそれは実施していくと聞いております。

いずれにせよ、いつの時点から停電があるのかないのかというこの予見性を早く迅速に出していくことが、これが大事だと思っておりますので、私からその部分は強力に取り組をしてもらいたいということは要請をしています。あるいは、経済活動に支障がやはり出るとは、これは結果として国民の皆様方の生活に不便をお掛けすることにもつながりますので、今のままの計画停電の在り方でいいのかどうなのかも含めて、中長期的な見通しも含めて考えて直していきたいと思っております。

○山田俊男君

大臣のその考えと対処を徹底してもらいたいというふうに思います。その際、とりわけ事業をやっておられる人、こういう人に対する配慮、事業活動は大変大事ですから、だから考えてあげていただきたい、こんなふうをお願いするところでもあります。

同時に、どうも率直に申し上げて、東京電力がまさに原発を引き起こした。もちろん、そう言う想定を超える津波があったんだというふうに言いますが、想定を超える津波があったから全部免責されるという話では決してないわけでありまして。どうも対処の仕方につきまして、もちろん原発の扱いについての対処は一生懸命だということであるというふうに思いますけれど、この計画停電の問題も含めまして、どうも東京電力の顔が十分見えてこないんじゃないかという心配があります。

こういう声が聞こえていまして、どうしても東京電力にこの時間帯の電力の使用をお願いしたいからということで何度電話を掛けても電話が通じなくてももう大変だったという声があるわけでありまして、相談業務につきましてちゃんとしっかりした体制を整えているんですかどうですか。そうでなければ、しっかりこの点も指導してもらいたいというふうに思います。

○国務大臣（蓮舫君）

計画停電を始めた当初におきましては、まさに委員御指摘のとおり、東京電力内に設けましたカスタマーセンター、まさに電話がつながらず、あるいはホームページがなかなか開けないといったトラブルは報告を受けています。ただ、こうした切実な相談の内容ですので、特に電気が突然途絶えるわけですから相談する方たちの思いというのは逼迫していると思いますので、そこに十二分にこたえる体制を当然講じるべきという指示は政府としてもいたしております。

○山田俊男君

ところで、蓮舫大臣は食品安全委員会も内閣府として、担当大臣として管轄されておられるわけでありまして。今後一週間をめどに放射能規制を策定する、放射性物質の摂取の規制値ですかね、これをリスク評価して決定されるというふうに聞いておりますが、その段取りはどのような状況でありますか、お聞きします。

○政府参考人（栗本まさ子君）

お答え申し上げます。放射性物質を含む食品につきましては、三月の十七日に厚生労働省が食品衛生法に基づく暫定の基準値を定めているところでございます。これは、食品安全基本法第十一条第一項第三号の規定に基づきまして、緊急を要する場合で、あらかじめ評価を行ういとまがない場合ということで、食品安全委員会の食品影響評価を経ずに設定されたものでございます。

その後、三月二十日に厚生労働大臣から食品健康影響評価についての要請を受けましたので、食品安全委員会といたしましては、国民の不安や混乱が高まっている状況に鑑みまして、緊急に優先的に専門家による審議を行い、二十二日に本件に関する一回目の審議を、それから昨日も二回目の審議を行ったところでございます。引き続き、科学的にまた客観的かつ中立公正に審議を行い、速やかに一定の結論を出してまいりたいと考えております。

○山田俊男君

また、これは、今、栗本さんお聞きしましたが、厚生労働省が暫定値を取りあえず出したんですね。暫定値を出すに当たっては、数値のいかんは農林水産省は関与していたということはないというふうに思いますが、しかし、どういう検査をするのか、どういう作物をどんなふうに対象にするのかとか、様々な形では実態に応じた対応の仕方を農林水産省は対応してきたんじゃないかと。

それを、厚生労働省は検査をして、そして食品衛生法に伴います一定の指示を出しているということなのかというふうに思いますが、食品安全委員会は、そこはかかわりなく、それこそいかに健康について安全であるかという、その基準を徹底するということであるんだろうというふうに思いますけれども、どうもその境目が物すごく難しいんじゃないかというふうに思うんですね。言うなれば、その基準値を超えるか超えないかによりましてそれこそ大きな該当者、当事者にとっては被害が生ずるわけですから、是非是非、できるだけ実態を踏まえつつ、しかし健康被害に基準を置くという、ここの難しいところを十分議論して、そして方向を出していただきたいというふうに思うんですが、その点についてのお考えはいかがですか。

○政府参考人（栗本まさ子君）

まさに状況は緊急的に対応が必要だという状況だということで、昨日

の会合におきましても緊急的に一定の結論を取りまとめることとされております。あくまでも、科学的に客観的、中立公正にということになりますけれども、その後、厚生労働省において暫定的な基準値についての取扱いについての検討がなされるものと考えております。十分な説明ですとか情報提供等をしていきたいと思っております。

○山田俊男君

食品安全委員会でお出しになります摂取の規制値と、それと今厚生労働省が出しておりました暫定値との間で大きな乖離があったりしないんでしょうね。いやいや、それはリスク評価に基づきまして適切におやりになるというのは分かるけれども、大きな差が出たりすると、この何日間は一切何だったんだということになりかねないわけですが、その点はいかがですか。

○政府参考人（栗本まさ子君）

現時点におきましては、速やかに審議を進めまして一定の結論を得たいと思っております。御理解いただきたいと思えます。

○山田俊男君

多分、それ以上おっしゃれないんだろうというふうに思いますけれども、どうぞ今起こっている出来事をよくよく皆さん踏まえていただいた上で対応を決めていただきたい、こんなふうをお願いするところであります。それと、これは本当に思うんですが、いかに暫定値や規制値を定めましても、やっぱり風評被害みたいなものは避けられないというふうに思うんですよね。それはそうですよね、一年間食べ続けてもこれは健康に影響ない数字ですよと言われたって、それはそれじゃ食べ続けられないですよ。食べ続けるということはまずないというふうに思います。しかし、これはやっぱり心配しますよね。それがまさに風評被害の一番の元になるんだろうというふうに思うわけであります。

そうなってきましたと、やはり正しく、本当に丁寧に多様な検査をちゃんと数多く行った上で、そしてその結果を正しく公表するという事なんだと思うんです。もちろん、そのことに伴います様々な出荷停止やその他の出来事があって損害賠償が生ずるということであれば、それはもうこういう事態なんですから、東京電力も含めましてしっかりと措置するという事をちゃんとして、そして対応するということが私は多分一番大事だというふうに思います。どうぞ消費者庁は、関係省庁との連携も

しっかり取っていただきまして、大事な役割を私は果たすというふうに思いますから、しっかりやってください。お願いします。

さて、実は本当は私は本日は黒砂糖と黒糖の表示の問題を何としてもやりたいということで、昨年の秋からずっと構えてこの消費者問題特別委員会を開催したいというふうに思っていました。まあ、どんな理由がありましたか、なかなか開催に行き着かないで審議が遅れてきておりました。遅れてきていた方が幸いだったのかどうですか、私が質問をしようと思って昨日の夕方まで準備していたことが全部昨日崩れまして、何かといいましたら、消費者庁が黒糖と黒砂糖の扱いについて考え方の方向を昨日お出しになった。もっと早く出してくれれば、私の苦労は何だったんだらうかと思っているわけではありますが、出された方向そのものは、私は、消費者庁はちゃんと的確に判断してくれた、こんなふうに思っておるわけでありまして、一体、もちろんここへ行き着くまでの間、一部異論もありまして大変苦労していただいたのかというふうに思いますが、ここの判断に至るまでの見解がございましたら、末松副大臣にお聞きしたいんですけども。

#### ○副大臣（末松義規君）

先生、昨日、黒糖と黒砂糖、同義語だということの決定が下ったというふうなお話いただきましたけれども、実はまだ今月末に発表する予定でございまして、ただ、先生の言われる方向で今最終的な手続に入っているという状況でございます。それで、この問題につきましては沖縄県からも強い要請ございまして、そして私ども消費者庁の立場から消費者という大きな目を見て、黒砂糖と黒糖、これの調査もいたしまして、いろんなアンケートも取りました。そういった中で、最終的にそのアンケートも基にしながら、今先生がおっしゃられたような黒砂糖と黒糖、同義語であるという方向で今最終的な取りまとめに入っているという状況でございます。

#### ○山田俊男君

黒砂糖の扱いの問題につきましては、沖縄の離島の、そしてサトウキビしか生産のない地域にとりましては、それこそ本当にその島が存在するか存在しないかということにかかわるぐらい重要な作物であります。そして、そのサトウキビを搾ってそして黒糖にする、そのためにJAおきなわを始めとする含蜜糖の工場ももう一生懸命に経営を支えながら生産を維持しているという実態があるわけでありまして。

御案内のとおり、TPPにつきましては、もう関税撤廃だといったら、砂糖も大変大きな焦点になります。オーストラリアとの間でEPAを議論するということになりましたら、これも焦点は砂糖、そして、そのことがひいては、対応いかんによりましては沖縄の離島の問題、場合によつたらその離島は尖閣諸島と同じ問題を生じかねないような形での地理的な位置にもあるわけです。大変重要な作物でありますから、そういう形で黒糖と黒砂糖の表示を適切にして、そして本来の沖縄の味を持ったサトウキビ、黒糖を需要拡大していくという観点での表示の決断は極めて私は的確であったというふうに思いますから、まさかそれでやめたなんて言わないで、三十日にはしっかり方向を出していただきたい、こんなふうをお願いするところであります。

同時に、この問題の背景は、ウルグアイ・ラウンドにおきまして砂糖の関税を下げました。とりわけ、加糖調製品といいまして、砂糖とほかのものが混ざったもの、砂糖そのものじゃなくて、そうした調製品の関税を大きく下げたということも影響するんです。関税下がって輸入量増えますね。増えたら、そうしたら、それに伴いまして粗糖といいます、まあ再生糖ですが、それと一緒にして、そして黒糖類似といいますか、黒砂糖と名前を付けて、そして商品として売っていく。関税引き下げた輸入品を原材料にして対応するということになりますと、同じ黒砂糖ないしは黒糖と名前を付けても安く供給できるわけですから、そのことが沖縄の離島の黒糖の需要を食ってしまったということがやっぱりあるわけであります。どうぞ、そういう仕組みの中でこれらの課題を抱えているということをよくよく・舩大臣も末松副大臣も念頭に置いておいてもらいたいというふうにお願ひします。

同時に、これお願いなんです、そうはいいまして、砂糖、黒砂糖をブランド名とする商品を作って、そして供給されている事業をやっておられるような小規模な事業者というのはたくさんおいでになるんです。それらの事業者は可能な限り輸入糖蜜や輸入粗糖を使わないで、そして本来の黒糖を混ぜながら、そして黒糖の名前をしっかりと使って、例えば加工黒糖なら加工黒糖と名前を使って、商品名にも当然それは入って可能なわけですから、そういう形での国産を大事にする取組と一緒にやってやはり展開してもらいたい。

とすると、是非、今後そうした表示に反するような事態が生ずる場合は消費者庁の方でしっかり指導をいただくことになるわけですから、指導を徹底していただくと同時に、そうした小規模事業者がきちっと国産の黒糖を使いながら商品販売していけるように転換していけるように、

是非そのための指導、対策もお願いしたいというふうに思います。御意見ありましたらお聞きしたいと思います。

○委員長（谷合正明君）

最後、簡潔にまとめていただきたいと思います。

○副大臣（末松義規君）

黒糖問題、私、前の担当が沖縄でございましたのでこれは思い入れがございまして、離島にも行きまして、黒糖というのは沖縄の人々の、歴史的に見て本当にいいときも悪いときもずっと沖縄の人たちを支えてきた沖縄の心でございまして、何とかしてやっていきたいということで、何回も会合を開いて、海外に販路をやろうということで香港にも行ってそれを今やってきた、努力してきた経緯がございまして、先生へのお答えに直接お答えするときに、小規模事業者につきましては、そこは必要な周知期間というのを一年程度見て、その間に少し名称を変えてもらうとか、黒糖風味とかブラウンシュガーとか、ちょっと似たような名前でもいいですから、そういう形で生き残れるようなそういった仕組みも考えておりますので、それで御理解を賜りたいと思っております。

○山田俊男君

ありがとうございます。以上で終わります。どうも、しっかり頑張ってください。